

# 熊本県公報

号外 第63号の2  
平成17年12月1日(木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県収入証紙規則の一部改正……………(会 計 課) 1

### 規 則

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年12月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第83号

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則

熊本県収入証紙規則(昭和39年熊本県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条に定める」を「第2条本文の規定により」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(条例第2条ただし書の規則で定める方法等)

第4条の2 条例第2条ただし書の規則で定める方法は、同条ただし書に規定する電子情報処理組織を使用して行った申請等により得られた納付情報又は証紙により納付する方法とする。

2 前項の場合において、証紙により納付しようとする者は、その納付額に相当する額の証紙を熊本県電子申請受付システム収入証紙納付書(別記第1号様式)その他の書面にちょう付して提出しなければならない。

第5条第1項中「前条」を「第4条」に改め、「書面」の次に「又は前条第2項の熊本県電子申請受付システム収入証紙納付書その他の書面」を加え、「別記第1号様式」を「別記第1号の2様式」に改める。

別記第1号様式を別記第1号の2様式とし、同様式の前に次の様式を加える。

別記第1号様式（第4条の2関係）

熊本県電子申請受付システム収入証紙納付書

年 月 日

様

納 付 者

住 所

氏名又は名称

年 月 日に行った次の電子申請手続きに係る<sup>使用料</sup>を納付します。  
手数料

手 続 名 称	
到 達 番 号	
納 付 金 額	円
熊 本 県 収 入 証 紙 貼 付 欄	

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。  
 2 到達番号は、熊本県電子申請受付システムから各申請等に付与された番号を記入してください。  
 3 用紙は、日本工業規格A4とします。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

